

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	3
告 示	
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計企画課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	8
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	8
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	9

規 則

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第98号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する

規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

私立学校審議会委員
公益認定等審議会の委員及び専門委員

」

を

「

公益認定等審議会の委員及び専門委員

」

に、

「

公務災害補償等審査会委員

」

を

「

公務災害補償等審査会委員
私立学校審議会委員
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第99号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第315条の表中

高知県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学校の閉鎖命令並びに同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可に係る知事への意見の具申並びに同法第9条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事への建議に関する事務	私学・大学支援課
------------	--	----------

を「

高知県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学校の閉鎖命令並びに同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可に係る知事への意見の具申並びに同法第9条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事への建議に関する事務	私学・大学支援課
高知県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第3項の規定による県が設立する公立大学法人（以下の項において「公立大学法人」という。）の業務方法書の作成及び変更に係る認可、同法第25条第3項の規定による公立大学法人の中期目標の策定及び変更、同法第26条第3項の規定による公立大学法人の中期計画の作成及び変更に係る認可、同法第31条第2項の規定による公立大学法人の中期目標の期間の終了時の検討、同法第34条第3項の規定による公立大学法人の財務諸表の承認、同法第40条第5項の規定による公立大学法人の利益の残余等の処理に係る承認、同法第41条第4項の規定による公立大学法人の短期借入金に係る認可並びに同法第44条第2項の規定による公立大学法人の財産の処分等に係る認可に係る知事の諮問に対する意見の答申、同法第28条第1項から第4項までの規定による公立大学法人の各事業年度における業務の実績に関する評価の実施等、同法第30条の規定による公	私学・大学支援課

立大学法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の実施等並びに同法第49条第2項の規定による役員報酬等の支給の基準に係る知事への意見の申出に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第100号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の2の(3)の表に次のように加える。

8 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）に関する事務	高知県公立大学法人評価委員会の庶務（高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例第7条）				○								
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第101号

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則（昭和31年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第700条の15第2項」を「第700条の15第3項」に、「軽油引取税の免税の証明事務」を「免税軽油使用者証の交付事務」に改める。

第4条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「に基づく自動車の検査時」を「による継続検査時又は同法第67条第3項の規定による構造等変更検査時」に改める。

附 則

この規則中第3条第1号の改正規定は公布の日から、第4条の改正規定は平成22年4月1日から施行する。



高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第102号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「県政情報課」を「県政情報課、市町村振興課」に改める。

第7条第1項第5号中「医療業務課」を「市町村振興課、医療業務課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第754号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

政策企画部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	企画調整課の出納員
--	-----------

を

政策企画部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	企画調整課の出納員
市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	市町村振興課の出納員

に改める。

別表第2中

税務課の出納員	税務課の所掌に係る県税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納に関する事務	税務課の現金取扱員
---------	---	-----------

を

税務課の出納員	税務課の所掌に係る県税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納に関する事務	税務課の現金取扱員
市町村振興課の出納員	市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	市町村振興課の現金取扱員

に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月24日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第18号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第46号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第2項中「次に掲げる法人」を「沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改め、同項各号を削る。

別表第2の4の表中「3,200円」を「6,400円」に、「3,000円」を「6,000円」に、「1,700円」を「3,400円」に、「1,300円」を「2,400円」に、「650円」を「1,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則別表第2の4の規定は、平成20年10月1日から適用する。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第47号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（第13条において「公庫」という。）」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第13条第1項第3号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第48号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	3,900	4,200	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	11,400	15,800
37	5,800	6,600	11,700	15,900	

38	5,800	6,600	11,700
39	5,800	6,600	11,700
40	5,800	6,600	11,700
41	6,100	7,100	11,900
42	6,100	7,100	11,900
43	6,100	7,100	11,900
44	6,100	7,100	11,900
45	6,300	7,400	12,200
46	6,300	7,400	12,200
47	6,300	7,400	12,200
48	6,300	7,400	12,200
49	6,600	7,700	12,600
50	6,600	7,700	12,600
51	6,600	7,700	12,600
52	6,600	7,700	12,600
53	6,800	8,300	12,900
54	6,800	8,300	12,900
55	6,800	8,300	12,900
56	6,800	8,300	12,900
57	7,000	8,600	13,200
58	7,000	8,600	13,200
59	7,000	8,600	13,200
60	7,000	8,600	13,200
61	7,200	8,900	13,500
62	7,200	8,900	13,500
63	7,200	8,900	13,500
64	7,200	8,900	13,500
65	7,400	9,600	13,700
66	7,400	9,600	13,700
67	7,400	9,600	13,700
68	7,400	9,600	13,700
69	7,700	9,900	14,000
70	7,700	9,900	14,000
71	7,700	9,900	14,000
72	7,700	9,900	14,000
73	7,900	10,200	14,200
74	7,900	10,200	14,200
75	7,900	10,200	14,200
76	7,900	10,200	14,200
77	8,100	10,500	14,400
78	8,100	10,500	14,400
79	8,100	10,500	14,400
80	8,100	10,500	14,400

81	8,200	10,800	14,600
82	8,200	10,800	14,600
83	8,200	10,800	14,600
84	8,200	10,800	14,600
85	8,400	11,100	14,800
86	8,400	11,100	14,800
87	8,400	11,100	14,800
88	8,400	11,100	14,800
89	8,500	11,400	14,900
90	8,500	11,400	14,900
91	8,500	11,400	14,900
92	8,500	11,400	14,900
93	8,700	11,600	15,100
94	8,700	11,600	15,100
95	8,700	11,600	15,100
96	8,700	11,600	15,100
97	8,800	11,800	15,300
98	8,800	11,800	15,300
99	8,800	11,800	15,300
100	8,800	11,800	15,300
101	9,000	12,200	15,700
102	9,000	12,200	15,700
103	9,000	12,200	15,700
104	9,000	12,200	15,700
105	9,100	12,400	15,900
106	9,100	12,400	15,900
107	9,100	12,400	15,900
108	9,100	12,400	15,900
109	9,200	12,600	16,100
110	9,200	12,600	16,100
111	9,200	12,600	16,100
112	9,200	12,600	16,100
113	9,200	12,900	16,400
114	9,200	12,900	16,400
115	9,200	12,900	16,400
116	9,200	12,900	16,400
117	9,400	13,100	16,600
118	9,400	13,100	16,600
119	9,400	13,100	16,600
120	9,400	13,100	16,600
121	9,500	13,300	16,800
122	9,500	13,300	16,800

	123	9,500	13,300		
	124	9,500	13,300		
	125	9,600	13,400		
	126		13,400		
	127		13,400		
	128		13,400		
	129		13,600		
	130		13,600		
	131		13,600		
	132		13,600		
	133		13,700		
	134		13,700		
	135		13,700		
	136		13,700		
	137		13,900		
	138		13,900		
	139		13,900		
	140		13,900		
	141		14,000		
	142		14,000		
	143		14,000		
	144		14,000		
	145		14,100		
	146		14,100		
	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900

38	5,800	7,700	12,900
39	5,800	7,700	12,900
40	5,800	7,700	12,900
41	6,100	8,300	13,200
42	6,100	8,300	13,200
43	6,100	8,300	13,200
44	6,100	8,300	13,200
45	6,300	8,600	13,500
46	6,300	8,600	13,500
47	6,300	8,600	13,500
48	6,300	8,600	13,500
49	6,600	8,900	13,700
50	6,600	8,900	13,700
51	6,600	8,900	13,700
52	6,600	8,900	13,700
53	6,800	9,600	14,000
54	6,800	9,600	14,000
55	6,800	9,600	14,000
56	6,800	9,600	14,000
57	7,000	9,900	14,200
58	7,000	9,900	14,200
59	7,000	9,900	14,200
60	7,000	9,900	14,200
61	7,200	10,200	14,400
62	7,200	10,200	14,400
63	7,200	10,200	14,400
64	7,200	10,200	14,400
65	7,400	10,500	14,600
66	7,400	10,500	14,600
67	7,400	10,500	14,600
68	7,400	10,500	14,600
69	7,700	10,800	14,800
70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	
79	8,100	11,400	
80	8,100	11,400	

81	8,200	11,600
82	8,200	11,600
83	8,200	11,600
84	8,200	11,600
85	8,400	11,800
86	8,400	11,800
87	8,400	11,800
88	8,400	11,800
89	8,500	12,200
90	8,500	12,200
91	8,500	12,200
92	8,500	12,200
93	8,700	12,400
94	8,700	12,400
95	8,700	12,400
96	8,700	12,400
97	8,800	12,600
98	8,800	12,600
99	8,800	12,600
100	8,800	12,600
101	9,000	12,900
102	9,000	12,900
103	9,000	12,900
104	9,000	12,900
105	9,100	13,100
106	9,100	13,100
107	9,100	13,100
108	9,100	13,100
109	9,200	13,300
110	9,200	13,300
111	9,200	13,300
112	9,200	13,300
113	9,200	13,400
114	9,200	13,400
115	9,200	13,400
116	9,200	13,400
117	9,400	13,600
118	9,400	13,600
119	9,400	13,600
120	9,400	13,600
121	9,500	13,700
122	9,500	13,700

	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900			
	139	9,900			
	140	9,900			
	141	9,900			
	142	9,900			
	143	9,900			
	144	9,900			
	145	10,100			
	146	10,100			
	147	10,100			
	148	10,100			
	149	10,200			
	150	10,200			
	151	10,200			
	152	10,200			
	153	10,300			
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第49号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「次に掲げる法人」を「沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第50号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「次に掲げる法人」を「沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第51号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「次に掲げる法人」を「沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第5号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の6級の議会事務局の項中

「課長」

を

「課長
手当認定監」

に改める。